

年金改革で給付はどくなる： 既受給者の名目年金額は今後長期にわたり増えず

(週刊ダイヤモンド「データフォーカス」欄、2004年2月7日号)

リード

昨年12月に年金改革の骨子は固まった。現役世代で手取り賃金の50%強の給付を受けられるのはほんの一部。そして、既受給者の名目年金額は長期にわたり増えない。

年金改革に関する政府・与党案の骨格が2003年12月にほぼ固まった。専業主婦世帯のモデル年金水準(手取り賃金比)は現行の60%弱から徐々に下がり2022年度には50%強となる。長期的にみると実質で約15%の給付カットとなる勘定である。

ただ、注意を促したい点が3つある。

第1に、50%給付は税金や社会保険料を控除する前の年金額を、現役時の手取り賃金(税金や社会保険料を控除した後の賃金)と比べた水準だ。年金給付からは介護保険料がすでに天引きされており、医療保険料を負担している年金受給者も少なくない。年金以外に収入があるとモデル年金の受給者でも所得税や住民税を負担する。固定資産税を支払っている高齢者も多い。手取りベースで年金と賃金を比べれば、給付水準は50%に届かなくなる。

第2に、誰もが50%給付を約束されるわけではない。所得階層や世帯類型が異なると給付水準も違う。専業主婦世帯を例にとると、現役時代の平均賃金月額が50万円の場合、給付水準は現行の50%強から43%弱まで低下する。一方、平均賃金月額が35万円未満の場合、将来の給付水準は常に50%超。専業主婦世帯以外の給付水準は標準的なケースでみるかぎり将来いずれも50%に届かなくなる(図1参照)。

第3に、給付水準50%は、2004年時点で47歳以下の人が65歳時点で受給する年金額だ。すでに年金を受給している人の年金給付はどなるのか。基準ケースで試算すると、2003年時点で65歳の人にとって今後長期間にわたり年金の名目額はほとんど変わらない(図2)。

物価(と賃金)は2005年以降、上昇に転じ2008年以降は毎年1%ずつ(2.1%ずつ)上昇していくと想定している。物価や賃金が増える中で、すでに年金(名目額)は2022年度までの間、ほとんど増えない。モデル年金(手取り賃金比)でみるかぎり受給開始時60%弱の水準だった給付は84歳時点になると43%程度にまで下がってしまう。政府・与党の、人口要因に着目した給付水準の調整案は従来になく過激だ。

給付調整には、上述のように万遍なく一律に調整する方法と、経済的に恵まれている年金受給者のみを調整の対象とする選別的方法、の2つがある。低額年金受給者も含めて年金水準を一律に引き下げるよりも、高額年金受給者に譲ってもらう。その方が政策の優先順位は高いのではないか。

図1 受給開始時点の年金給付水準(手取り賃金比)

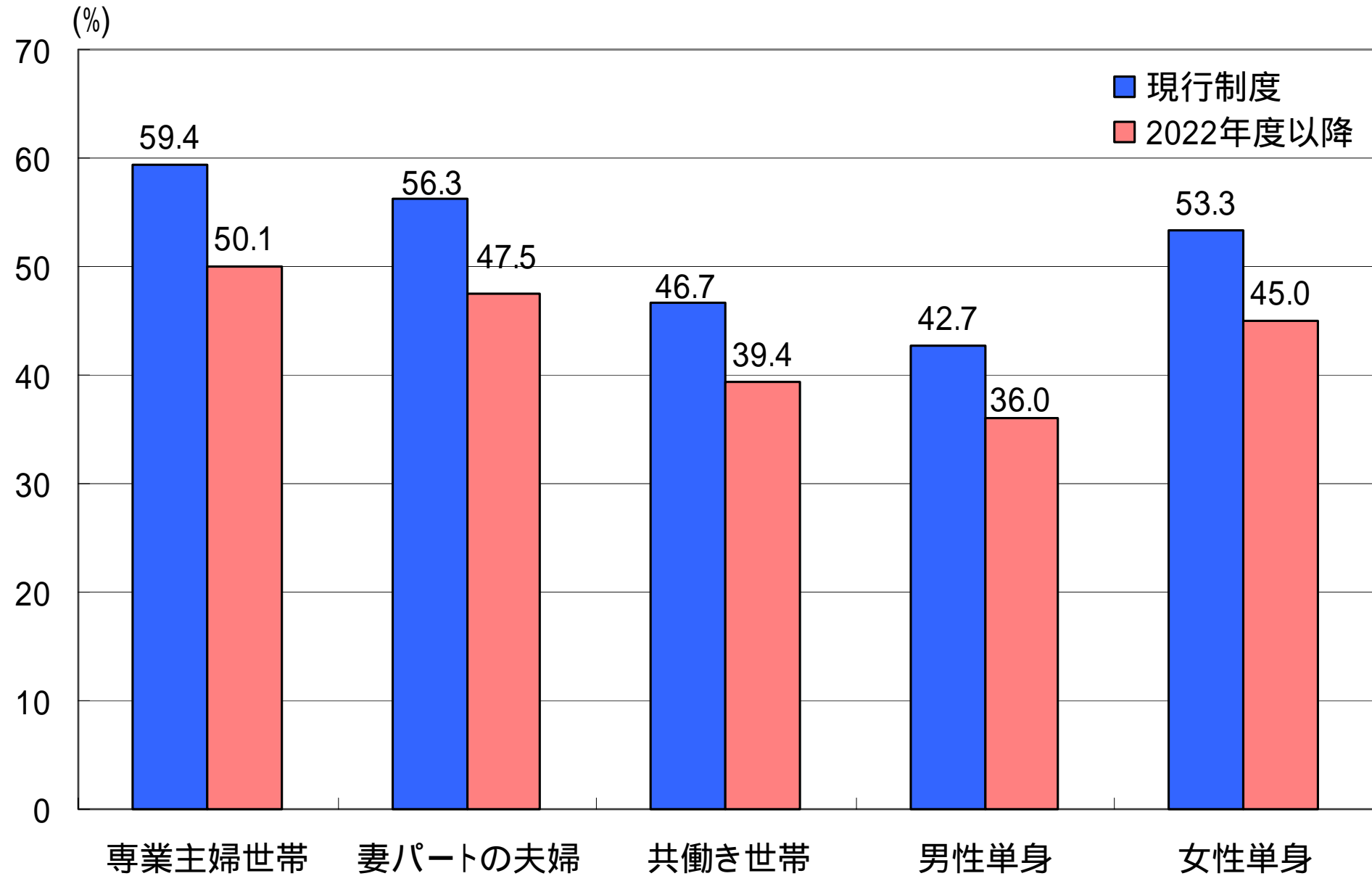


図2 既に年金を受給している人の年金給付月額および賃金の伸び(名目値)

■ 手取り賃金 ■ 年金給付

